各単位会長 様

日本行政書士会連合会 会長 常住 豊 許認可業務部 部長 村山 豪彦

## 経営事項審査の審査基準・項目改正について(周知)

令和3年3月26日に、改正建設業法の施行に伴う経営事項審査の審査基準・項目の改正 に関する告示が公布されました。本改正は、令和3年4月1日より施行となります。

本改正により、技術者が取得した CPD 単位の平均値と建設キャリアアップシステムの能力評価でレベルアップした技能者数が評価対象となることほか、監理技術者を補佐する者として建設業法の改正に伴い新設された一級技士補が加点されることとなります。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

## 【国土交通省 HP】

< 令和3年国交省告示第246号>建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001396151.pdf